

○検査の方法 B 編

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行	備 考
<p>第 2 章 2.18 海上試運転 2.18.3 主機解放に代えて行う海上試運転次頁に定める主機海上運転記録経歴簿の各項目について計測を行い、適当であることを確認する。なお、当該記録は船舶件名表に添付すること。ただし、入渠前に当該経歴簿に定める各項目が事前に計測され提出された場合(機関長及び船舶所有者又は船長の記名)、当該データが適当であることが確認できれば、海上試運転に代えて係留運転として差し支えない。</p> <p>この場合、提出されたデータを船舶件名表に添付する経歴簿に記載し、備考欄に「船主による事前計測」と明記すること。</p>	<p>B 編 第 2 章 2.18 海上試運転 2.18.3 主機解放に代えて行う海上試運転次頁に定める主機海上運転記録経歴簿の各項目について計測を行い、適当であることを確認する。なお、当該記録は船舶件名表に添付すること。ただし、入渠前に当該経歴簿に定める各項目が事前に計測され提出された場合(機関長及び船舶所有者又は船長の記名、押印)、当該データが適当であることが確認できれば、海上試運転に代えて係留運転として差し支えない。</p> <p>この場合、提出されたデータを船舶件名表に添付する経歴簿に記載し、備考欄に「船主による事前計測」と明記すること。</p>	<p>押印不要</p>

○検査の方法 附属書F

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行	備 考
7. ナブテックス受信機整備基準 GMDSS 総括表中 整備技術者 氏名 (削る)	7. ナブテックス受信機整備基準 GMDSS 総括表中 整備技術者 氏名 印	押印不要

○検査の方法 附属書H

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行	備考
<p>別記1 船舶電気装置工事事業場の施設及び能力の基準 別紙様式1-1 中 証明願 願出者の氏名又は名称及び住所 (削る)</p>	<p>別記1 船舶電気装置工事事業場の施設及び能力の基準 別紙様式1-1 中 証明願 願出者の氏名又は名称及び住所 印</p>	<p>押印不要</p>
<p>別記2 降下式乗込装置サービス・ステーションの施設等の基準 別紙様式2-1 中 証明願 願出者の氏名又は名称及び住所 (削る)</p>	<p>別記2 降下式乗込装置サービス・ステーションの施設等の基準 別紙様式2-1 中 証明願 願出者の氏名又は名称及び住所 印</p>	<p>押印不要</p>
<p>別記3 GMDSS 設備サービス・ステーションの施設等の基準 別紙様式3-1 中 証明願 願出者の氏名又は名称及び住所 (削る)</p>	<p>別記3 GMDSS 設備サービス・ステーションの施設等の基準 別紙様式3-1 中 証明願 願出者の氏名又は名称及び住所 印</p>	<p>押印不要</p>
<p>別記4 航海用レーダー等装備・整備事業場の施設等の基準 別紙様式4-1 中 証明願 願出者の氏名又は名称及び住所 (削る)</p>	<p>別記4 航海用レーダー等装備・整備事業場の施設等の基準 別紙様式4-1 中 証明願 願出者の氏名又は名称及び住所 印</p>	<p>押印不要</p>
<p>別記5 内燃機関等の解放整備を行うサービス・ステーションの施設等の基準 別紙様式5-1 中 証明願 願出者の氏名又は名称及び住所 (削る)</p>	<p>別記5 内燃機関等の解放整備を行うサービス・ステーションの施設等の基準 別紙様式5-1 中 証明願 願出者の氏名又は名称及び住所 印</p>	<p>押印不要</p>
<p>別紙様式5-3 内燃機関整備点検記録 整備点検責任者 (削る) 船長又は機関長の所見 船長/機関長記名</p>	<p>別紙様式6-3 内燃機関整備点検記録 整備点検責任者 印 船長又は機関長の所見 船長/機関長署名</p>	<p>押印不要 誤記修正 押印不要 署名不要</p>

別添

<p>別記 6 救命艇等の整備を行うサービス・ステーションの施設等の基準 別紙様式 6-1 中 証明願 願出者の氏名又は名称及び住所 (削る)</p>	<p>別記 6 救命艇等の整備を行うサービス・ステーションの施設等の基準 別紙様式 6-1 中 証明願 願出者の氏名又は名称及び住所 印</p>	<p>押印不要</p>
---	--	-------------

○検査の方法 附属書 J

改正後	現行	備考
<p>7.1.5 立会検査員が修理を要求する意見の場合は、修理すべき各項目は、番号付けしたリストで識別すること。修理が行われるときは、番号付けしたリストの関連項目を明確に引用し <u>チェックマーク</u> を付すことで実施された修理の詳細が報告されること。上記修理項目リストの番号を参照し、関連する項目ごとに具体的な記述で報告すること。</p>	<p>7.1.5 立会検査員が修理を要求する意見の場合は、修理すべき各項目は、番号付けしたリストで識別すること。修理が行われるときは、番号付けしたリストの関連項目を明確に引用し印を付すことで実施された修理の詳細が報告されること。上記修理項目リストの番号を参照し、関連する項目ごとに具体的な記述で報告すること。</p>	<p>押印不要</p>

関連通達

改正後	現行	備考
<p>海検第 59 号/昭和 61 年 6 月 5 日付け 別紙 4(1) (c) 整備責任者は、合格品の整備記録及びラベルに認印を捺し、別記様式の確認日誌に記載し<u>記名の</u>上整備済証明書を発行する。 (削る)</p>	<p>海検第 59 号/昭和 61 年 6 月 5 日付け 別紙 4(1) (c) 整備責任者は、合格品の整備記録及びラベルに認印を捺し、別記様式の確認日誌に記載し<u>記名押印の上</u>整備済証明書を発行する。<u>確認日誌と整備済証明書とは認印で割印する。</u></p>	<p>押印不要</p>

附 則

この船舶検査の方法の一部を改正する通達は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。